

ロージャーナル創刊の辞

丸 山 茂

(本法務研究科委員長)

法科大学院が創設され5年を経ようとするいま、法科大学院を取り巻く状況はとて尋常とは思えない。われわれの記憶にとどめておくべき事実はいくつかある。当初7~8割とされた新司法試験の合格者の割合が年々減少し、すでに3割を割ろうとしている。これに対して、当初の計画である毎年3千人の新たな法曹増員の目標に対して、既存法曹の職業利害をむきだしにした強い反対による迷走、それに呼応する自民党の一部の国会議員の動きがその迷走ぶりを深化させているという事実。さらに、予備試験による法科大学院設立の理念を無視したバイパスによる受験資格の付与が一般化する計画も現実化しようとしている。他方で、法科大学院の過剰な定員に対する削減の動き、これに対して交錯するそれぞれの法科大学院の利害と受験結果に翻弄される姿。確かに、法科大学院を修了しても新司法試験に合格しない人数のほうが多いという現実は無常としかいいようがない。

この混迷を希望に換える道はないのか。この事態をもたらしているのは、理念が現実性に投げ出されたときに必然的に生まれる抵抗であり、改革の時代に可視化された日常の利害である。現実主義のなかで忘れ去られるのは歴史をみすえた高邁な理念なのであろうか。

司法制度改革審議会は、司法部門が「公共性の空間」を支える柱となることにであると述べている。この「公共性の空間」は、司法が社会に資するという当たり前のことを指しているのではなく、公共空間の新たな創造に司法が寄与し、司法は公共空間によって支えられることを意味する。司法支援センターは、相談の窓口となり、さまざまな分野の相談専門家のネットワークの核となり、またそのネットワークに支えられて存在して人々の支援を行う。裁判員制度も、人々の価値観に裁判官の専門的判断が解放され、相互性のもとに社会の価値判断を形成していくシステムである。司法は社会の中にあり社会が具体的に司法を支える、この相互性の理念は司法制度改革の底流にある基本理念とみなしなければならない。

法科大学院についていえば、司法制度改革は、司法を支える重要な柱は人的資源であると考え、これまでの法曹養成のあり方に対する強い反省に立って、プロセスとしての法曹養成教育を目指し、深い洞察力和思考力、コミュニケーション能力、さらには問題解決能力を身につけた法曹を養成する目的のもとに法科大学院を創設した。その制度設計は、教育が単に大学という閉ざされた世界で行われるのではなく社会に開かれた点に新たな地平がある。社会との相互性の中で教育を行うという理念は、実務家教員の教育参加だけでなく、社会問題を人々とともに考え解決を模索し、学生達の資質を磨くアリーナとなっている点に特色がある。その意味で、リーガガルクリニックは、法科大学院にとって最も重要な社会との結節点といわねばならない。いいたいことは、要するに法科大学院の存在価値を決めるものは、この「公共性の空間」のなかで、社会との相互性の営みを通して、法曹としてあるべき資質を備えた人材を送り出しているかどうかにあるということである。

いうまでもなく、「神奈川ロージャーナル」もこのような理念のなかで実践される営みにほかならない。学生と教員が対等の立場で編集に当たり、執筆者は教員に限られず、学生、卒業生、社会の様々な人々に開かれたものとして運営される。つまり、社会との相互作用をとおして、社会から学び、社会に発信し、司法制度改革をめざす「公共性の空間」を創造するものとして、われわれは「神奈川ロージャーナル」を創刊したのである。